2018 年 12 月 17 日

第 46 号

（一社）原子力国民会議
TEL: 03-5809-0085
Email: nnc@kokumin.org
http://www.kokumin.org

ＬＩＮＥ@原子力国民会議開設、友達登録受付中！LINE アプリを起動して、［その他］タブの［友だち追加］で QR コードをスキャンします。

# 原子力国民会議だより

## 地域発展の起爆剤－高レベル放射性廃棄物の最終処分場第１７回
## どうするの？　社会への定着に向けて？（１）最終処分基本方針

**この連載の「安心できる制度ですか？」（その１）で日本の地層処分政策を定めた最終処分法について述べました。その中で、国の政策の指針として最終処分基本方針を閣議決定することを求めています。2015 年に閣議決定された新しい最終処分基本方針は、地層処分技術が高レベル放射性廃棄物の唯一の最終処分技術であることおよび高レベル放射性廃棄物対策は現世代の責任であることを確認し、国民や地域社会の参加をもとに地層処分技術を社会に定着させていくとの政府の強い意志を初めて示しました。**

### ➢ 2015 年に７年ぶりの改訂－先の基本方針は 2008 年に閣議決定

最終処分法では、最終処分実施主体である原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）が最終処分を実施する（法律上は原子力発電事業者が設立した実施主体に処分を実施「させる」となっています）ための国の指針として最終処分基本方針を定めることになっています。最終処分基本方針は、次のような項目について具体的な指針を定めています。

| | | 2008年基本方針 | 2015年基本方針 |
|---|---|---|---|
| ① | 前文 | 高レベル放射性廃棄物の定義、最終処分の目的、処分地選定の重要性など | 地層処分は公益的な事業であること、処分地選定などに協力する地域に対する敬意と感謝の念や社会として利益還元の必要性を国民で共有する重要性などを追記 |
| ② | 最終処分の基本的方向 | 30－50年冷却のための貯蔵期間を経た廃棄物を、NUMOが整備した最終処分場で処分することなど | 2008年基本方針を踏襲 |
| ③ | 最終処分地の選定 | 概要調査地区など処分地の選定について、調査地区など処分地はNUMOが選定し、国は、調査結果を認める前に調査地を管轄する知事や基礎自治体の長の意見をきくこと | 科学的特性マップの提示、理解活動の状況等をもとに、処分地選定調査に対する協力を関係地方自治体に申し入れなど国の役割を追記 |
| ④ | 最終処分地の選定における関係住民の理解増進 | 処分地選定におけるNUMO，国および原子力発電事業者による理解活動の方法や関係住民による情報へのアクセス手段について例示 | 地域の主体的な合意形成に向け、多様な住民が参加する「対話の場」を地域が設置するなどの活動をNUMO，国が支援することを追記 |
| ⑤ | 最終処分の実施や技術開発 | 最終処分は多重バリアシステムによって人間環境から隔離すること、処分費用に充てられる拠出金、原子力規制委員会は規制基準を整備すること、NUMOおよび関係機関の協力による人材育成や技術の開発など | 将来世代が最良な処分技術を選択できるようにすること、そのために処分場の閉鎖まで埋設廃棄物の回収可能性を確保することなどを追記 |
| ⑥ | 最終処分に関する国民の理解増進 | 最終処分は、国民の理解と協力が重要であることから、国、NUMOおよび原子力発電事業者は最終処分および原子力の広報活動や情報公開など | 国による地方自治体との対話、最終処分に関心のある地域の住民に学習機会を提供することなどを追記 |
| ⑦ | その他重要事項 | 地域の振興のために処分地選定段階から電源三法交付金制度を適用することなど | 国は地域の持続的な発展を支援する総合的政策を検討、使用済み燃料の中間貯蔵に対する国の取り組みの強化、評価機関としての原子力委員会の役割などを追記 |

図　2008 年基本方針と 2015 年のそれとの比較

7 年ぶりに改定された最終処分基本方針は、2008 年基本方針に比して国民や地域社会の最終処分問題についての情報共有、国が前面にたった取り組み、処分地選定に貢献する地域に対する支援などについて新たに付け加えられた多くの記述が見られます。

### ➢ 「参加政策」への舵切り

新たに付け加えられた記述は、国は「参加政策」に舵を切ったことを示しています。最終処分地の選定など地層処分技術が社会に定着するには国民や地域社会の参加の下に政策を進めることを明確に示しました。最終処分法制定ののち、15 年を経て文献調査に入れなかった状況を変える鍵が、新しい基本方針に盛り込まれていると言えます。

### ➢ 「参加政策」の信頼を得てから文献調査

ＮＵＭＯによる文献調査に向けた努力がほとんど成果を上げてこなかったことの背景として、これまでに国民や地域社会の最終処分問題についての情報の共有が進んでいないこと、ＮＵＭＯ任せで国が前面に立って取り組んでいないこと、さらに処分地調査などを検討する地域の政治・社会的な負担が極めて大きいことなどが挙げられています。そこで、このたびの基本方針で最終処分法に定める処分地選定に先だって、国やＮＵＭＯがこれらの重要な課題の解決に向けた取り組みを進めることになりました。これらの取り組みの成否は、国民や地域社会の信頼を国やＮＵＭＯを得られるかが問われることになります。

最終処分基本方針は、図のような三本の柱がポイントになると思います。

図　最終処分基本方針の三本の柱

### ➢ 国民・地域社会の最終処分問題についての情報共有

最終処分地選定などに協力する地域に対する敬意と感謝の念や社会として利益還元の必要性が国民に共有されることが重要であるとしています。原子力発電所の運転に対する電力消費地自治体の冷淡な姿勢など記憶に新しい問題です。

### ➢ 国が前面に立った取り組み

最終処分法で定める文献調査に先立って、最終処分地はどのような地質環境が必要なのか知りたいとの声が多くあることをもとに、本連載の別項で示すように、国が、最新の火山や断層など地層処分で注目する科学的な知識を整理して「科学的特性マップ」として国民に提示することになりました。国は、科学的特性マップを活用して国民、地域社会と学習会や意見交換会などを通じて情報の共有を進め、それをもとに処分地選定調査に協力を求めることにしました。

### ➢ 地域に対する支援

処分地選定調査に協力をする自治体を中心に地域社会が地域の考えを集約できるように、多様な考えや価値観を持っている住民が参加する「対話の場」を設置できるよう、国やＮＵＭＯが支援します。対話の場では、地域の持続的な発展に向けた検討が期待されています。このような「対話の場」は、いわゆるパートナーシップ（partnership）（「協働」が日本語訳）と呼ばれる意思決定が難しい公共的な政策などを円満に解決する政策手法として欧米や日本でも導入されてきています。「対話の場」は、国やＮＵＭＯと地域社会が協働する参加政策の核心部分であり、国やＮＵＭＯの最終処分政策が信頼されて初めて実現できることになるものと思います。